

総合計画の策定について

1

計画策定の基本方針①

次期総合計画の策定の趣旨

- ・ 現行の総合計画は、基本構想及び第4次基本計画の計画期間が令和8年度までとなっている。
- ・ 現行計画策定以降、急速な人口減少や環境問題、激甚化する自然災害、高度情報化の進展などにより、本市を取り巻く社会的、経済的な環境は大きく変化している。
- ・ こうした状況を踏まえ、多様化・高度化する地域課題に迅速かつ適切に対応し、将来にわたって持続可能な市政運営を行うため、新たな総合計画を策定する。

総合計画の位置づけ

- ・ 総合計画は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るための指針
- ・ 市の将来像及びその実現に向けた基本方針並びに政策・施策の体系等を定めた市の最上位計画であり、毎年度の予算編成や事業立案の基本となるもの

計画期間

基本構想

令和9年度～令和18年度（10年間）

第5次基本計画

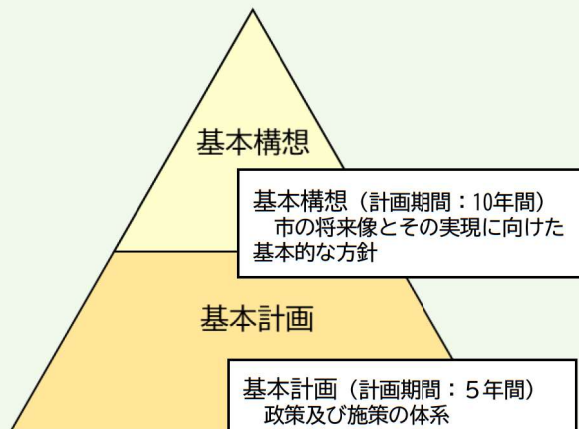
令和9年度～令和13年度（5年間）

第6次基本計画

令和14年度～令和18年度（5年間）

次期総合計画の構成

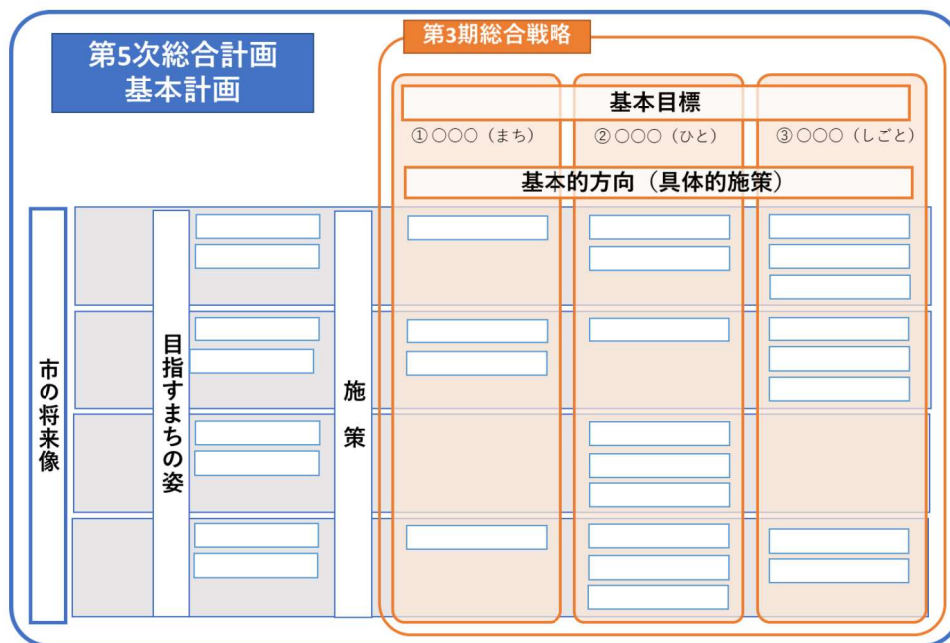
- ・ 基本構想と基本計画の**2層構造**とする。



2

総合戦略との一体化

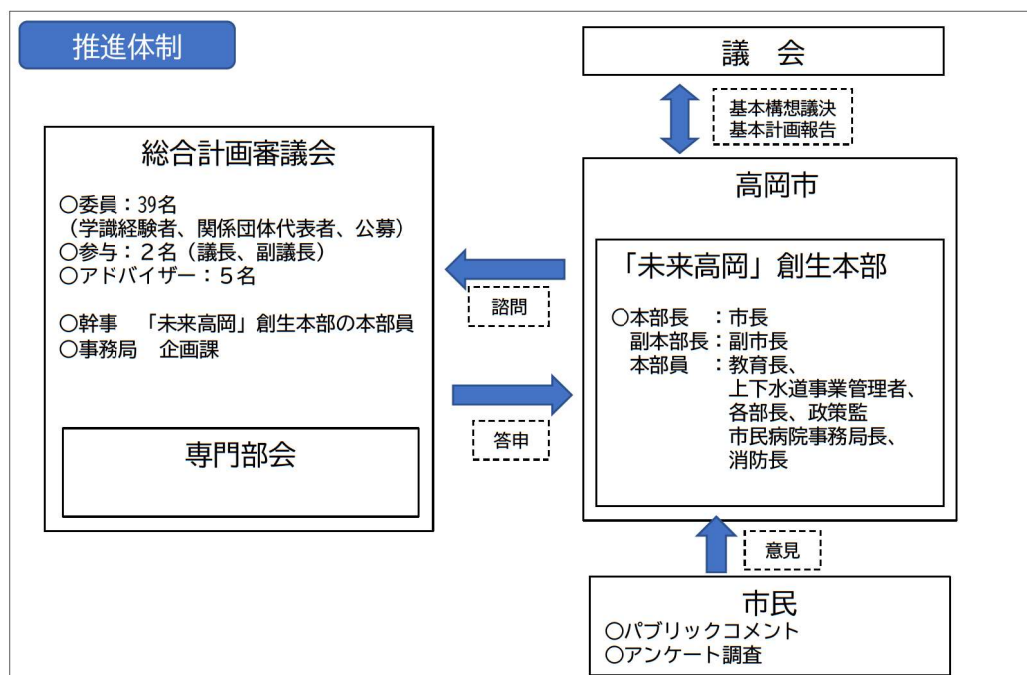
- ・総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法に基づき、将来にわたる人口減少の克服や、地域経済・社会の活性化を目指し、地方創生に向けた施策の基本的な方向性等を示す計画。
- ・現行の第2期総合戦略は、第4次総合計画基本計画のリーディングプロジェクトとして位置づけており、総合計画に合わせ、計画期間の終期を令和8年度までとしている。
- ・次期総合計画の策定にあたっては、人口減少や地域活性化など本市が抱える課題に、より柔軟かつ適切に対応していくため、従来は別個に策定していた**総合戦略を総合計画に統合し、一体的な計画**とする。



3

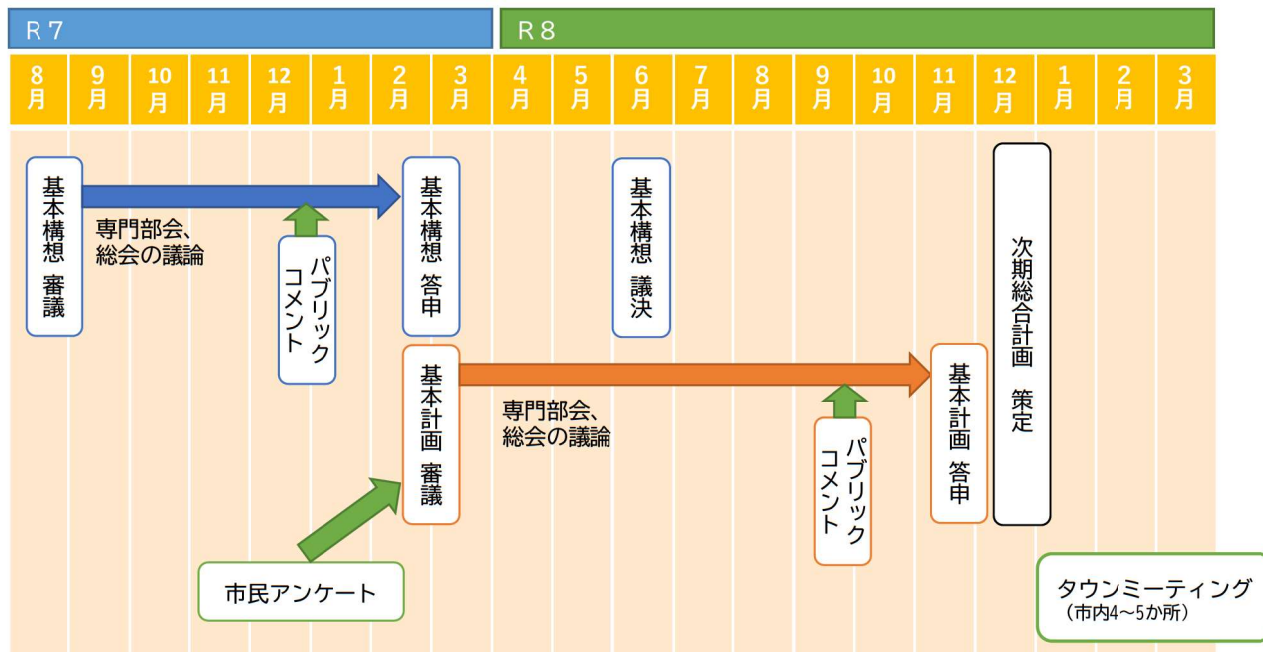
計画策定の推進体制

- ・市長の諮問に応じ、調査審議を行うため、学識経験者、市議会議員、市民からの公募委員、関係団体の代表者等で組織する総合計画審議会を置く。
- ・総合計画審議会に各政策分野に関する調査審議を行う専門部会を置く。部会長会議により、専門部会の意見を集約し、総会において審議会意見をとりまとめる。
- ・庁内組織として「未来高岡」創生本部を置く。
- ・パブリックコメントやアンケート調査により市民意見の反映に努める。



4

策定スケジュール



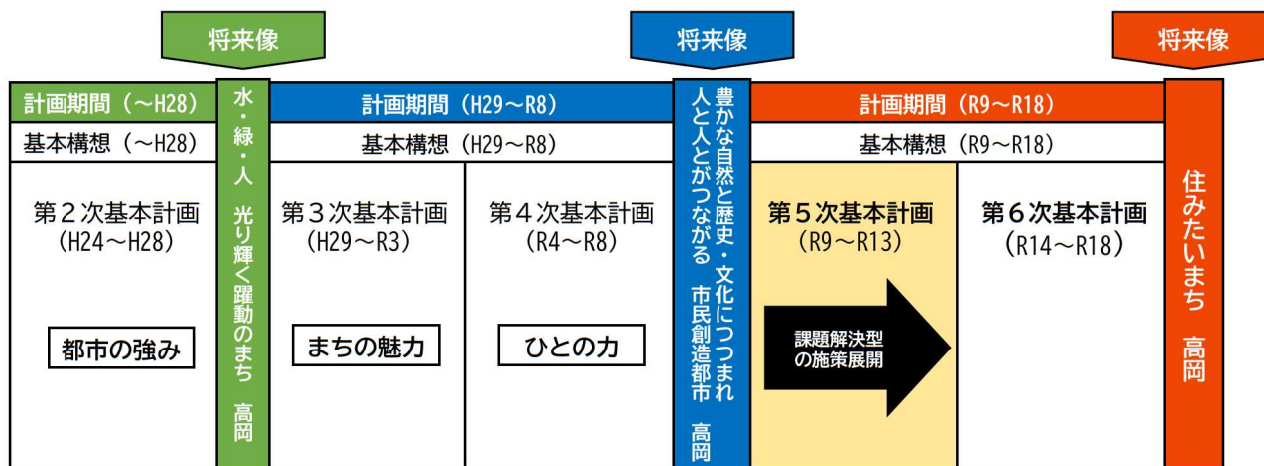
総会の予定 ※各会に向け、専門部会・部会長会議を開催



次期総合計画の大綱（案）

基本構想に掲げる市の将来像 (案)

- ・これまでに築いてきた「都市の強み」、「まちの魅力」、「ひとの力」を活用し、課題解決型の施策を展開することで、将来にわたって活力あるまちづくりを実現するため、今後10年間で目指す市の将来像を『**住みたいまち 高岡**』とする。



7

目指すまちの姿・政策分野 (案)

- ・市の将来像を実現するため、12の目指すまちの姿を設定する。
- ・まちの姿を6つの政策分野に区分し、効果的な施策の展開を図る。

目指すまちの姿	政策分野
1. 強い経済基盤と持続可能な産業がある 2. 魅力的な仕事と安心して働ける環境がある	地域経済
3. 歴史や文化に彩られた魅力があふれている 4. 地域の魅力を活かした交流が拡大している	交流・観光
5. こどもたちが夢や希望をもって健やかに育っている 6. 生涯にわたっていきがいをもって心豊かに暮らしている	子育て・教育・スポーツ
7. 誰もが自分らしく暮らしている 8. すべての人が健康な生活を送っている	福祉・保健・医療
9. 安全で快適な生活基盤が整っている 10. 活力ある都市機能が確立されている	都市基盤
11. 安心して生活できる環境がある 12. 市民・団体・企業の繋がりによる地域社会が築かれている	くらし・地域

8